

教育委員会定例会議事日程

令和4年4月7日(木)午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

横浜市学校保健審議会学校安全部会令和3年度第二部会において審議された事案の
調査結果及び再発防止に向けた取組について

3 審議案件

教委第1号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について

4 報告案件

教委報第1号 教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について

5 その他

令和4年4月7日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

- 3/22 予算第一特別委員会（採決）
- 3/23 本会議（第5日）予算議決、追加議案上程・質疑・付託、追加議案議決

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 3/31 学校管理職等辞令交付式ほか
- 4/1 新規採用等教職員辞令交付式
- 4/1 緑園義務教育学校 開校式
- 4/1 教育委員会事務局職員辞令交付式

(2) 報告事項

- 横浜市学校保健審議会学校安全部会令和3年度第二部会において審議された事案の調査結果及び再発防止に向けた取組について

3 その他

横浜市学校保健審議会学校安全部会令和3年度第二部会において審議された事案の調査
結果及び再発防止に向けた取組について

令和2年度に市立小学校で発生した事案について、横浜市学校保健審議会の担当の部会から出された調査結果の概要及び再発防止に向けた取組について報告します。

教育委員会一般報告
令和4年4月7日
人権教育・児童生徒課
西部学校教育事務所指導主事室

第1 調査の概要

調査組織：横浜市学校保健審議会学校安全部会令和3年度第二部会

部会委員7名（弁護士5名、大学教授（教育）1名、臨床心理士1名）

調査期間：令和3年9月17日（諮詢日）～令和4年3月15日（報告書の答申日）

調査内容：部会開催 11回

委員による聴取 34名38回（保護者5名7回、児童15名、教員8名10回、教育委員会事務局職員6名）

第2 調査結果の概要

1 認定された当該教諭（令和2年度の4年担任教諭）の行為 〔カッコ内は行為の対象者〕

(1) 差別的取扱いと受け止められる行為

ア 配付物等について

- 【児童A、B、C、D】遅くとも3年2月末頃から頻繁に、配付物やプリントを配付しないことがあった。
- 【児童A】3月頃、配付していなかった配付物に関し、「あなたは、もらったかももらっていないのかも分からぬのですか」と強く叱責した。
- 【児童A、B、C】テスト用紙や授業で使う配付物を配付せず、テスト及び授業を受けさせなかった。

イ 給食の量について

- 【児童A、B、C、D】給食を配膳する際に、配膳する児童に指示して、若しくは、当該教諭自身が、少量しか盛り付けないことが数か月にわたり繰り返しあつた。

ウ 席替えについて

- 【児童A】3年2月半ば頃、児童Aと他の児童の席を近くにできないと思われる内容の相談を当該教諭以外の教諭が受け、当該教諭もその情報を共有していたにもかかわらず、3月初め頃の席替えで、児童Aとその児童の席を隣同士とした。

(2) 叱責行為及び学習の機会を損なった行為

ア 【児童A、他の児童】児童Aをたびたび教室外に連れ出し、長い時は授業1コマ以上（約1時間）にわたって叱責した。児童Aが教室に戻った時に衣服が涙等で広範囲にわたり濡れていたことが複数回あった。叱責の間、当該教諭の指示で他の児童らは教室の扉の鍵を閉めさせられ、自習やテストをさせられており、教室外に出られず、トイレにも行けなかった。

イ 【児童A、D】数に限りがあるという理由で、授業で必ず各児童が利用するタブレットやパソコンを使用させず、その授業の間、児童Aを廊下に出していた。

ウ 【児童A】3月、児童Aが前回のテストの直しを「提出した」と言っているにもかかわらず、提出が確認できないという理由で、45分間のテスト時間中、テストの直しを探し続けるように指示し、テストを受けさせなかつた。その間、児童Aに一切声をかけず、テスト終了時に、「いつまで探しているんですか。」と叱責した。

2 本事案への評価

当該教諭の行為は、児童らの尊厳を害する許されない行為であり、全体として見て、指導の範囲を逸脱し、児童らに対して人権への配慮が欠けた行為であった。

聴き取りをした児童の中には、記憶がはっきりしない、泣き出すなど、当時の記憶を思い出しあくないという反応が見られ、当該教諭の行為が児童の心に傷を残していることがうかがえる。また、当該教諭の行為を目撃した者や、何もできなかつたという自責の念を抱く者がおり、当該教諭の行為は、当該学級に在籍する他の児童に対しても心理的苦痛を与えたと言える。

3 学校の問題点

- 日常的な情報共有の不足等により発見が遅れたこと
- 学校による調査が不十分だったこと
- 適切な記録の管理・作成がされていなかったこと
- 当該教諭へ指導していないこと
- 本事案発生後も情報が共有されておらず、児童らへの支援も十分でないこと

4 再発防止策について

(1) 学校に対して

ア 「チームとしての学校」で児童を受けとめる児童支援体制の構築

児童の情報を活用する体制整備、管理職による教職員の多面的な評価・指導、保護者とのパートナーシップ構築、相談等の記録の作成・保管

イ 児童一人ひとりをあたたかく受け止めるための指導方法・授業

児童理解を深めるための研鑽、他の教職員の意見を取り入れた授業改善

ウ 児童の心理や特性に応じた学校内の支援体制の充実

「Y-Pアセスメント」等による児童の変化の把握、全ての教職員による見守り体制
児童に対する人権教育の推進、特別支援教育の視点による学校経営の充実、管理職の特別支援教育への理解促進、スクールカウンセラーの有効活用

(2) 教育委員会事務局に対して

ア 学校の対応が不十分な場合の学校への積極的な助言と指導

イ 「保護者の気持ちを受け止める」という学校教育事務所の役割の確認・充実

ウ 学校の課題の的確な把握と校長に対する積極的な助言・指導

エ 教職員に向けた研修の充実

オ 教職員への適切な評価方法の検討

カ 「Y-Pアセスメント」等への理解と組織的活用の推進

キ 開かれた教室の実現

ク 校長の特別支援教育への理解推進のための取組

ケ 適切な人員の配置

※ Y-Pアセスメント（子どもの社会的スキル横浜プログラム）：暴力行為やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・対応のため、横浜市教育委員会事務局が、平成19年に開発した教師用の指導ツール。子ども達がコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に付けるための「指導プログラム」と、教師が子どもの個々や集団の状況を把握するための「Y-Pアセスメント」で構成されている。

第3 再発防止について（案）

市立小学校で発生した本事案は、当該教諭から児童らに対するいじめ、虐待であり、児童らの尊厳を害する許されない行為で、児童らと保護者につらく、苦しい思いをさせてしまったことを心からお詫び申し上げます。

今回の件では、学校、教育委員会事務局が児童と保護者の気持ちに寄り添い、その思いを十分に受け止めることができなかったこと、発生後も情報共有がされず、児童への支援が十分でなかったこと、校長から当該教諭への指導がなされなかつたことを心より反省しています。

さらに、事案の把握、報告までに時間がかかり、当該学級の在籍する他の児童に対しても心理的苦痛を与えていたことも深く反省しております。

横浜市学校保健審議会学校安全部会令和3年度第二部会の調査結果をふまえ、学校及び教育委員会事務局の問題点を明らかにし、このようなことを二度と起こさないように再発防止策を検討いたしました。

学校は、今後、教育の原点である人権尊重の精神を基盤にした教育に立ち返り、学校の組織力や教職員の人権意識の向上に取り組んでまいります。

教育委員会事務局は、学校の課題の的確な把握と、校長に対する積極的な助言・指導を行い、教職員への研修を総力を挙げて行っています。学校、教育委員会事務局は、取組の実施状況を確認、検証しながら対策を進め、「だれもが」「安心して」「豊かに」学校生活を送れるよう、保護者、地域、関係機関との連携を図りながら再発防止に努めてまいります。

1 学校について

当該教諭から特定の児童に対して差別的と受けとめられる行為や叱責行為及び学習の機会を損なう行為があり、指導の範囲を逸脱し、複数の児童に対して人権への配慮に欠けた行為があった。本事案は、こうした当該教諭の行為により、児童の心に深い傷を残すとともに、当該学級に在籍する他の児童に対しても心理的苦痛を与える重篤な事案である。また、学級がこのような状況にあったことを早期に発見できず、適切な初期対応をとることができなかつたことにより、問題解決をさらに長期化させてしまった。

当該教諭による、いじめ、虐待、並びに学校の体制や対応の不備が原因で、複数の児童を傷つけ、心身に苦痛を与え、児童や保護者に大変辛い思いをさせてしまったことを重く受け止め、学校として深く反省している。

報告書で指摘された問題点が起きた原因を考え、このようなことを二度と起こさないように、次の再発防止策を徹底していく。

(1) 問題点とその原因について

ア 日常的な情報共有の不足等により発見が遅れたこと

学校では従前より児童指導に関する情報を共有する組織が、十分にその機能を果たすこと

とができず、情報共有の流れについて全教職員で共通理解が図れていなかつた。また、児童の対応が担任である当該教諭のみに任されていた。そのことにより当該教諭の指導に対する不安を訴える保護者の声や、児童への配慮を求める声を丁寧に聞き取り、迅速な事実確認を含め、組織的で適切な対応ができるなかつた。

イ 学校による調査が不十分だったこと

校長がリーダーシップを発揮して対応方針の共有と組織体制の確立ができていなかつた。結果として、調査の目的や質問項目、調査の方法が十分に検討されないまま調査した。また、速やかに当該学年の全児童又は当該学級の児童全員にアンケート調査、個別の聴き取り調査を行っていなかつた。また、聞き取り等の調査をした際の記録をとつていなかつた。こうしたことから、調査が不十分のまま、当該教諭の主観に基づく内容を児童や保護者に伝えた結果、さらに不信を招く結果となつた。

ウ 適切な記録の管理・作成がされていなかつたこと

学校の危機管理として、記録の管理・作成が重要であるという意識が管理職にはなかつた。そのため校長がリーダーシップを発揮して事案対応の組織体制を確立し、役割分担で記録担当者を明確にできていなかつた。児童に関する記録の仕方が個々に任されていたこと、記録の管理・作成の仕方について共通理解が図られていなかつたことから、学校と保護者とのやり取り、学校教育事務所とのやり取り、学校内部での会議の参加者、内容、児童らに対する対応などに関する記録は個別の教職員のメモのみであり、詳細にまとめた記録が作成されていなかつた。

エ 当該教諭へ指導していないこと

校長は事案発生まで、校内を巡回することが少なく、各学級の児童の様子や教員の指導の状況等を把握することができていなかつた。当該教諭の学級が表面上落ち着いていたことから、その指導について課題ととらえることができていなかつた。そのため、本事案が発生した際にも、当該教諭の指導方法上の課題をとらえきれず、校長からの指導もしないまま学級の指導にあたらせ、児童支援専任教諭やその他教職員に対し、当該教諭の児童に対する指導を確認するよう指示することもなかつた。また、当該教諭への聴き取りの際に、事実確認のための質問に終始したことから、当該教諭の反省を促すための指導をするまでに至らなかつた。

オ 本事案発生後も情報が共有されておらず、児童への支援も十分でないこと

事案発生後、当該教諭、児童支援専任教諭、管理職でしか情報共有が行われず、当該教諭以外の教職員からの当該学級の状況把握もできていなかつた。校長は本事案について、当該教諭だけの問題としてとらえており、学校全体の課題としてとらえることができていなかつたために、教職員への積極的な周知ができていなかつた。また、関係児童らの心身の状況や必要な支援について、保護者やスクールカウンセラー等から積極的に情報収集することができず、得られた情報を整理し、教職員に周知することができなかつた。そのため、児童

らに対し、学校全体として適切な支援をすることができなかつた。

(2) 再発防止策について

ア 「チームとしての学校」で児童を受けとめる児童支援体制の構築

(ア) 校長がリーダーシップを發揮した「チームとして」の児童支援体制の実現について
校長が適確なリーダーシップを發揮し教職員の意識や取組を変えて、児童の安心安全や、健やかな成長につなげていくために「児童一人ひとりの豊かな成長の鍵は校長が握っている」という自覚をもって児童のためになる多様な教育活動、全教職員で児童一人ひとりを見守る支援体制が展開できるように学校運営を行っていく。

(イ) 児童についての情報が支援に活用される体制整備について

特別支援教育に関する校内委員会やいじめ防止対策委員会における情報共有の徹底と具体的対応策の検討等によって支援プロセスが整備され、チームによる支援の実践と評価につなげる。

(ウ) 管理職による教職員の多面的、客観的な評価・指導について

担任が抱え込むことがないような風通しのよい職場づくりと、管理職による教職員とのコミュニケーションの質の向上を図る。教職員が児童の発するサインを見逃さないようにすることや管理職が日頃の教職員の言動等について評価や指導するためにも、管理職による授業観察や面接等の機会を増やす。

(エ) 保護者の思いや心情を受けとめる姿勢を大切にした、学校と保護者のパートナーシップの構築について

学校と保護者間で当該児童の状況や学校の取組に関して共有する場を定期的に設け、支援の充実につなげるとともに、両者間の連携を強化する。

加えて、学校と保護者との間で学校だよりや学級・学年通信等、あるいはP T Aの会報、個人面談や懇談会等により、相談や相互理解を深める機会を充実していく。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの相談への円滑な接続も行う。

(オ) 支援経過等に関する客観的な記録の作成・保管について

児童の声や児童や保護者からの相談、また教職員の気付き等を記録するための記録用紙や、その保存方法の見直しを行い、全職員で共通理解をして管理を徹底する。

イ 児童一人ひとりをあたたかく受けとめるための授業づくり

(ア) 児童の心情を共感的に理解し受容するための研鑽について

教科指導等に際しては、「児童の自己存在感を感じられること」、「共感的な人間関係を育成すること」、「自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること」の三つの視点に留意する。人権研修や特別支援教育に関する研修の充実を図る。

(イ) 豊かな子ども観や指導観に基づく授業改善について

子どもの思いや願いを大切にした授業づくりのために、学級のすべての児童にとって

学びやすい学習環境を整備し、分かりやすい授業を工夫する。授業の工夫を個々の担任に委ねるのではなく、学年体制の中で十分な話合いと共通理解によってよりよくしていく。

ウ 児童の心情や特性に応じた学校内での支援体制の充実

(ア) 「Y-Pアセスメント」等による児童の変化やS O S を受けとめる体制づくりについて

年2回以上の「Y-Pアセスメント」を実施し、児童の心の変化を把握して、それに基づいた教育相談を実施していく。また、児童の思いを受け止めるための取組のひとつである「児童が意見を投函できるポスト」の活用を推進する。また、児童のS O S を受けとめた後の対応について、教職員で共通理解を図る。

(イ) 全ての教職員による意図的・積極的な声かけ・見守りを行う体制の充実について

各学年における教科担任制の拡充を図る。言葉かけやかかわり方などの工夫は、教科学習に限られたことではなく、委員会活動や学校行事等の教育活動においても関連していくことから、学校全体で共通理解を図る。すべての教職員が日頃から一人ひとりの言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢をもつ。

(ウ) S O S を発信しやすくするための児童に対する人権教育の推進について

児童の発するサインを見逃さないよう、日頃から、観察や面接、質問紙調査、児童を対象にした講演会実施とその振り返り等の教育活動、関係機関や地域とのネットワークづくりを進める等により、児童の状況の早期発見に努める。「S O S の出し方教育」を実施し、「当該学年児童への説明をする場」を設定するなど、学校内外における相談窓口の充実とその周知を図る。その上で、迅速な事実確認を行い、その原因を分析し一人ひとりの児童に応じた指導方針を確立する。

(エ) 特別支援教育の視点を生かした学校経営の充実及び管理職の特別支援教育への理解の推進について

一般級においても配慮を要する児童が在籍していることを踏まえて、特別支援教育に関する組織的対応の実現に向けた校内体制の整理を行う。その一環として個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用を充実していく。

さらに、日々アップデートされる特別支援教育の基本的知識の習得、個々の児童が抱える困り感を把握できる力の育成のための研修を年間を通して推進する。

学習のつまずきや学校生活への困難さ等に対する対応を検討する際には、個人の要因を考えるとともに、学習環境やかかわりなどの環境の要因の両面から考えていくことを大切にする。

(オ) スクールカウンセラーの有効活用について

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーからの助言により、教員の「児童のS O S に気付ける力」や「児童の思いを受け止める力」の向上を図る。特に、スクールカウンセラーによる心理面での専門的な助言を生かし、子どもの心のケアを教職員が具体的に進められるようにする。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー

ーと特別支援教育コーディネーターとの連携強化を図る。

エ 人権尊重の視点を重視した PTA 活動及び学校運営協議会等との連携

(ア) 教職員以外の学校関係者による児童の見守りへの協力依頼について

家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を密にし、児童の健全育成を広い視野から考えることができる開かれた教育活動の推進を図る。学校だよりやメール配信を通じて保護者や地域との学校の状況の共有を充実させる。

(イ) 保護者や児童の安心につながる保護者・地域・学校関係者との連携について

日頃から学校と家庭・地域とが児童について情報交換を行う。地域に対しては、PTA組織を通じて積極的に働きかけ、学校に来てもらう機会を増やしたり、学校運営協議会や地域活動協働本部の活動の中に授業参観の機会を増やしたりして、地域住民からの意見や情報を積極的に収集しようとする姿勢をもつことで、日常的な教職員と保護者との連絡の充実と連携を図る。

2 教育委員会事務局について

本事案における教育委員会事務局の問題点は、今回、学校において、児童の尊厳を害する教師によるいじめ、虐待行為が行われ、それが長い期間に渡り発見できなかったこと、児童や保護者から訴えがあった後も迅速な解決ができなかったことにある。これらを重く受けとめ、二度と起こらないよう再発防止に総力をあげて取り組む。

また、各学校に対しては、本事案のことを自分事として捉え、再発防止に向けて各学校の実態に応じた主体的な取組ができるように、校長会や専任教諭協議会等で報告書を活用した研修を実施する。

(1) 学校の対応が不十分な場合の学校への積極的な助言と指導

学校の対応が不十分な場合は、学校教育事務所が学校の実態に応じた助言・指導を積極的に行う。また、学校訪問時には本事案を受けての再発防止策の進捗を確認し、年間を通して管理職や教職員の意識を高めていくよう努める。

(2) 「保護者の気持ちを受けとめる」という学校教育事務所の役割の確認・充実

学校教育事務所に保護者から直接連絡が入る案件は、非常事態であると捉えて対応し、「保護者と学校の間で解決が困難となっている時こそ、保護者の気持ちを受けとめ、問題解決に向けて積極的に保護者や学校を支援する」という役割を徹底する。

(3) 学校の課題の的確な把握と、管理職に対する積極的な助言・指導

学校評価や様々な調査の分析をもとに、視点を明確にした学校訪問を行い、児童生徒の様子や教職員と児童生徒の関係などを丁寧に観察し、実態を把握する。発見した課題については、積極的に管理職と共有し、解決に向けた助言・指導を行う。また、顕在化しにくい課題については、組織的に共有する機会を設け、教職員が課題に気づく感度を高めるための助言等を行う。

(4) 教職員に向けた研修の充実

学校の実態や課題に応じた教職員の資質向上に資する実効性のある研修を実施する。また、児童生徒指導や特別支援教育等の指導主事による適時性に優れた研修を実施するとともに、全指導主事で課題の改善に向けて取り組む。

(5) 教職員への適切な評価方法の検討

人事評価の目的は、公正性、客觀性、信頼性に基づき、教職員一人ひとりの能力と業績等を適正に評価することにより、教職員の意欲向上と人材育成、能力開発に繋げるものである。

評価者となる管理職は、評価制度の意義と自らの役割を理解した上で、評価を行う必要がある。管理職の意識を高め、評価の精度を高めるための研修を毎年度実施していく。

(6) 「Y-Pアセスメント」等への理解と組織的活用の推進

複数の教師で子ども一人ひとりや学級の状況を把握し、具体的な支援策を講じることを目的として、年間2回以上「Y-Pアセスメント」を実施し、組織的に活用することが大切である。「Y-Pアセスメント」の活用を通して、児童生徒の心情や特性に応じた学校の支援体制が充実するように、学校訪問や研修を通して推進を図る。

(7) 開かれた教室の実現

担任だけでなく、学年職員や児童支援・生徒指導専任教諭など、関係するすべての教職員から児童生徒についての多様な情報を集め、日常的なやりとりを通して、教職員が児童生徒の個性や能力、内面を的確に把握するという視点をもてるよう校長の学校経営を支援する。

ICTの支援活動、読書活動及び美化活動など、地域の教育力を生かした活動を積極的に取り入れることで、複数の大人で子どもを見守ることのできる体制構築を推進していく。

また、人権尊重の視点を重視したPTA活動や学校運営協議会等との連携など、児童生徒や保護者の安心につながる保護者・地域・学校関係者とのかかわりが構築できるように支援する。

(8) 校長の特別支援教育への理解推進のための取組

児童生徒一人ひとりのよさを伸ばすためには、教職員が特別支援教育への理解を深めることが重要である。そのために校長が特別支援教育の視点を生かした学校経営を主体的に実践することができるよう、管理職の特別支援教育への理解の推進を図る。

(9) 適切な人員の配置

本市独自に設置している児童支援専任教諭の職務や組織内での位置付けを再確認するなど、マネジメントを通して、組織的な対応の一層の充実を図っていく。また、人員配置にあたっては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に則った対応が不可欠であるため、教育委員会事務局としても、国や関係部署への働きかけを、今まで以上に積極的に行っていく。